

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営環境のダイナミックな変化に対応し、成長と発展に努めることにより企業価値を高め、また当社を取り巻く全てのステークホルダーに対し、社会的責任を果たしていくため、絶えず経営管理体制や組織と仕組みとの改善に努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【補充原則1-2(4) 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

・議決権の電子行使を可能とする仕組み作りは、当面予定しておりませんが、今後、海外投資家の比率が更に上昇した場合には、必要に応じ検討してまいります。  
・株主総会招集通知の英訳につきましては、外国株主比率等の状況や株主・投資家のご意見を踏まえ、必要に応じて対応してまいります。なお海外投資家に会社状況を理解していただくために当社ホームページには、会社概要と製品情報、財務情報を英語で掲載しております。

##### 【補充原則1-2(5) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家の株主総会での権利行使】

信託銀行等の名義で保有する機関投資家のご意見を踏まえ、必要に応じて対応の検討を致します。

##### 【補充原則4-1(2) 中期経営計画の株主向け説明】

当社は、中期経営計画に基づいた、単年度の事業計画を策定し取締役会にて決議をしています。中期経営計画は、前年度に策定された中期経営計画をベースにローリング方式で見直しを行い、当年度の中期経営計画に反映させています。なお、中期経営計画の公表については、今後の検討課題とします。

##### 【補充原則4-1(3) 後継者計画と候補者育成の監督】

当社は、後継者の選定を重要な課題と考えており、今後取締役の意見を参考にしながら、代表取締役社長が、後継者計画を立案していきます。取締役会は、その計画の審議・承認および手続きを監督する様に致します。

##### 【補充原則4-2(1) 経営陣の報酬の決定】

経営陣の報酬は、固定給与と毎期の業績の達成度合いにより変動する「賞与」により構成されており、各人の役職、実績その他各種の要素を勘案して決定しております。現在、自社株報酬制度など中長期的な業績と連動する報酬は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた新たな中長期のインセンティブプラン等について、今後検討してまいります。

##### 【補充原則4-3(2) 代表取締役社長の選任】

当社は、代表取締役社長の選任については独立社外取締役の意見も踏まえたうえで取締役会において協議して決定することとしておりますが、客観性・適時性・透明性のある手続きを明確には定めておりません。今後、より透明性の高いガバナンス体制を目指して、議論を進めてまいります。

##### 【補充原則4-3(3) 代表取締役社長の解任手続】

当社では、代表取締役社長の解任にあたっての手続を定めておりませんが、独立社外取締役が出席する取締役会で決定する等、具体的な手続を検討してまいります。

##### 【補充原則4-8(1) 独立社外取締役間の情報交換】

独立社外取締役のみを構成員とする会合を定期的には開催しておりませんが、独立取締役は取締役会開催前後に他の取締役とは別に情報交換を行うなど、認識の共有を行っております。

##### 【補充原則4-8(2) 独立社外取締役の体制整備】

独立社外取締役は、取締役会において有用な発言を行っており、必要に応じて経営陣と話し合いの機会を持っていることから、現体制が有効であると認識しております。筆頭独立社外取締役は選任していません。

##### 【補充原則4-10(1) 指名・報酬の諮問委員会】

当社の独立社外取締役は2名で過半数に達しておらず、諮問委員会も設置しておりませんが、取締役・執行役員の指名に関しては、社外取締役を含む取締役会で審議の上、決定しています。また取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬総額の枠内において報酬の決定方針及び基準に則して適切に決定されていると考えております。

##### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

事業計画の策定に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、事業戦略の見直しと経営資源の再配分を行っています。なお、経営計画の公表については、今後の検討課題としていきます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式の取得・継続保有にあたっては、適切な手続きを経て、保有意義・経済合理性等を十分に検討した上で決定しています。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、処分・縮減していく方針です。また、議決権の行使にあたっては、保有意義・経済合理性

等を踏まえた上で、議案の内容を十分に検討した上で行使しています。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、法令や取締役会規程に則り、取引の重要性やその性質に応じて取締役会における承認を得るものとしております。その承認にあたっては、それらの取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、必要な確認を行っています。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、自らが運用を指図する企業年金制度を備えておらず、導入する予定もありません。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・当社ホームページで開示をしています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・本報告書で開示をしています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・取締役の報酬については、業績のみならず総合的な評価で、取締役会で決議されています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・取締役・監査役候補者および執行役員は、高度な倫理観・誠実性を有し、心身ともに健康であり、経営に関し客観的な判断能力と専門知識を有している者から選任することとしており、取締役候補者および執行役員は、取締役会にて決定されます。監査役候補者は、監査役会にて事前の同意を得ています。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の略歴については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。選任理由については、定時株主総会招集通知をご参照ください。

#### 【補充原則4-1 (1) 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で決議する事項を定めています。

また、稟議・申請規程に基づいた「決裁権限基準表」を定め、経営側が執行できる範囲を明確にしています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任においては、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準に基づいて選定を行うほか、代表取締役社長による事前の面談により、取締役会に対し建設的な意見具申が期待できる人物を選定しております。なお、独立社外取締役の選任理由は、本報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役関係】に選任の理由を記載しております。

#### 【補充原則4-11 (1) 取締役会全体の知識等のバランス、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続きの開示】

・当社の取締役会は、当社の事業内容に精通した取締役と当社が所属する情報セキュリティ産業の知見を有している社外取締役、他社における経営経験者である独立社外取締役、学識経験者である独立社外取締役により構成されており、知識・経験・能力のバランスのとれた構成になっております。

・取締役の員数は、定款により9名以内になっています。

・取締役の選任は、取締役会の合意を経たうえで、株主総会で承認されています。

#### 【補充原則4-11 (2) 社外取締役・社外監査役の兼任状況】

・社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書の中で開示しております。

・当社以外の会社の役員を兼任している社外取締役と社外監査役も、当社の為に十分な時間と労力を確保できる環境にあります。

#### 【補充原則4-11 (3) 取締役会の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】

取締役会全体の実効性の分析・評価と、その概要の開示に関しましては、今後の検討課題として対応してまいります。

#### 【補充原則4-14 (2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針についての開示】

社外から選出された新任の取締役・監査役に対しては、当社の関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行っています。

また、取締役・監査役としての必要な知識の習得を行うために適宜外部のセミナー等を活用することとしております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しております。

また、株主や投資家に対しては、経営状況の説明を適宜開催するとともに、要望に応じて、スモールミーティングも実施しています。

・当社では、経営管理部長が中心となり、IR活動に関連する情報を、営業、経理、総務人事部門等から入手するなど、日常的に情報の連携を図っています。経営管理部長は投資家からの電話取材や、スモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けており、特に個人投資家向けの経営状況説明会では、毎回、社長自身が説明を行っています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社Zen-Noboks	8,212,400	42.20
ソリトンシステムズ従業員持株会	826,500	4.20
鎌田 信夫	580,000	3.00
株式会社三井住友銀行	480,000	2.50
GROTH INVESTMENTS LLC	380,000	2.00
株式会社SBI証券	201,900	1.00
MSIP CLIENT SECURITIES	196,800	1.00

三好 修	185,700	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	177,700	0.90
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	170,100	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

#### 補足説明

有限会社Zen-Noboksは、当社の自己株式の公開買付けの結果、平成26年4月16日、同社と緊密な者又は同意している者をあわせた議決権の被所有割合は当社の総議決権数の過半を下回ることから、同社は当社の親会社からその他の関係会社に異動しました。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—————

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

有限会社Zen-Noboksは、その他関係会社に該当し、同社との間に役員の兼務があります。しかしながら、当社の事業活動や経営判断の決定につきましては、当社の取締役会において討議及び決議がなされているため、独立性は確保されています。





## 【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役に対するStockオプションの付与は、取締役の業績向上に対する責務を認識しその成果に報いる制度としては有効な制度と考えております。  
なお、現在、Stockオプションは発行しておりません。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員の経営への参画意識を高め業績向上に対する貢献意欲及び士気を高めること、及び主要な取引先からのより強固なご支援を得ることにより業績向上に寄与する制度として有効な制度と考えております。なお、現在、Stockオプションは発行しておりません。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために業績拡大および企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを目指しております。また、業績などに対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定いたしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートについては、専任スタッフは配置しておりませんが、主に経営管理部および社長室が担当しており、取締役会の事前資料配布、開催案内などの情報を提供しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は平成21年6月2日開催の取締役会において業務の執行と監督機能を明確に分離するために、執行役員制度導入を決議いたしました。取締役会は社外取締役2名を含む6名の取締役と社外監査役2名を含む3名の監査役により構成され、経営に係る重要事項について毎月一回の定例取締役会で討議・意思決定されております。また、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定のできる体制になっております。経営会議は、9名の執行役員と代表取締役によって構成され、取締役会への上程議案の討議及び取締役会が決定した基本方針に従い業務執行への展開の任にあっております。また、監査役会は、取締役の職務の執行を監査するため、法務、会計に精通した社外監査役2名及び常勤監査役1名の計3名で構成されております。監査役は全員が取締役会に参加して、経営上の意思決定に意見を述べる体制となっており、毎月1回の定例監査役会にて情報共有、意見交換を通じて、取締役会への意見形成を行っております。常勤監査役は、社内の重要会議に出席し、業務内容の聴取や重要な決裁書類の開覧、現場での確認などを通じて当社の業務執行状況を常に監査できる体制となっております。

当社では内部監査室を設け、業務の問題点指摘及び改善に努めております。内部監査室長は年間監査計画に基づき往査または書面により監査を実施し、当該監査終了後に監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって被監査部門に通知します。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うように努めております。そのほか、全社的なコンプライアンス推進及びリスク管理を目的として、代表取締役社長ほか取締役、常勤監査役等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、開催しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社となっており、業務に精通した執行役員による執行役員制度を採用しております。執行役員による経営状況の監督・指導を強化するために、社外の有識者による経営の独立的監督機能を充実させています。また、法務、会計に精通した社外監査役を選任した監査役会により、取締役、執行役員の職務の執行のチェックを行う体制となっています。さらに、内部監査室により、業務推進状況を、実務面から監視し、具体的な業務の実態把握を行い、各種委員会により、部門をまたがるさまざまな業務の改善を推進できる体制となっています。会計監査人には、実績のある監査法人に継続的に監査を依頼し、監査の精度を高める仕組みとしています。

## /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

#### 補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

定時株主総会は集中日を回避するよう努めており、2012年は6月26日、2013年は6月27日、2014年は6月17日、2015年は6月20日、2016年3月25日、2017年3月24日、2018年3月23日に開催いたしました。

### 2. IRに関する活動状況

#### 補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

IR資料のホームページ掲載

当社が開設するホームページにIRサイトを設け、事業内容の紹介のほか、決算短信等決算情報について適時開示しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IRにつきましては、経営管理部に担当者を配置しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

#### 補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

地球環境保全の重要性を認識し、企業活動のあらゆる面で環境に配慮して行動することを基本理念としております。

以下、環境保全にかかる行動方針を取り決め、ホームページ上でも公開しております。

1.環境関連の法規制、環境ガイドラインを遵守します。

2.省資源、省エネルギー、廃棄物の削減やリサイクルに取り組み、環境負荷の低減に努めます。

3.環境保全活動を推進させるためのシステムを構築し、定期的な見直しを行いながら、改善を図ります。

その他

当社では、女性の活用を早くから進めており、採用や昇格など、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っています。

2015年度には常勤監査役として女性を登用いたしましたほか、社外取締役にも女性を登用いたしました。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第112条の規定に従って、業務の適正を確保するための体制(以下、内部統制という)に関する基本方針を定め、以下のように実施しております。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社グループの社員等にこれを周知徹底すべくウェブサイトに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。
  - ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
  - ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社グループの業務プロセスおよび業務全般の適正性等について内部監査を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 

取締役の職務執行に係る文書については、文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. リスク管理体制の整備の状況
 

事業構成や事業運営にかかわる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は取締役会、経営会議において常時管理し、必要な都度対策する。また、製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについては、コンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止め事業継続体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 

当社の重要事項は、毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。
5. 当社および子会社ならぬ企業集団における業務の適正を確保する体制
 

イ 当社および子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 
  - ・当社が定める関係会社管理規程および当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経営業績、財務状況その他の重要な情報については、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - ・定期的また必要に応じて、当社および子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社が当社へその内容を報告することを義務付ける。

ロ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 
  - ・当社グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程を基に、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - ・当社のコンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
  - ・不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業継続を図るための計画を策定し、当社および子会社の役員および社員等に周知徹底する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 
  - ・三事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
  - ・当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。
  - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年1回以上の内部監査を実施する。
- ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員および社員等に周知徹底する。
  - ・各子会社には、規模や業態に応じて適正数の監査役もしくはコンプライアンス推進担当者を配置する。
  - ・当社グループの役員および社員等に対し、年1回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
  - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年1回以上の内部監査を実施する。
  - ・当社グループの役員および社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。
6. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 

監査役を補助すべき社員等は、監査役を指揮命令に従わなければならない。ただし、その社員等が他の部署を兼務している場合については、監査実施中は、監査役を指揮命令に従わなければならない。
7. 当社グループの取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役会設置会社の監査役に報告するための体制
  - ・当社グループの役員および社員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・当社グループの役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社監査役に報告する。
  - ・内部監査室等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - ・当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員および社員等からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に報告する。
8. 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
  - ・当社監査役への報告を行った当社グループの役員および社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社の役員および社員等に周知する。
9. 監査役を補助する費用の生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役を補助する費用等について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
  - ・監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合には速やかに処理する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会的常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力に対応する体制をとっております。

